学 学 部 規 程 都 大 医 新 旧 改 正 改 後 正 前 (前略) 第3 修学 第3 修学 医学科 医学科 1 1 (中略) 2 人間健康科学科 人間健康科学科 第13条 授業は、学部科目及び全学共通科目に分 第13条 けて行う。 (同 左) 2 学部科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分 第14条 第1年次及び第2年次においては、全学 第14条 削除 共通科目並びに専門基礎科目及び専門科目のうち から、教授会が定める科目を履修し、単位を修得 しなければならない。 第15条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配 第15条 (同 左) 当及び授業時数は、別に定めるところによる。 (中 略) 第4 試験 第4 試験 1 医学科 1 医学科 (中略) 2 人間健康科学科 2 人間健康科学科 第21条 (略) 第21条 (同 左) 第22条 第14条に定める科目を履修し、所定の 第22条 削除 単位を修得し、教授会の認定を受けた者でなけれ ば、第3年次に進級することができない。 第23条 (同 左) 第23条 (略) 第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に 第24条 4年以上在学して、専攻区分に応じ次に 掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格 掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格 した者とし、通則第54条に定める学士の学位を した者とし、通則第54条に定める学士の学位を 授与する。 授与する。 看護学専攻 128単位 看護学専攻 139単位 検査技術科学専攻 124単位 検査技術科学専攻 125単位 理学療法学専攻 125単位 理学療法学専攻 124単位 作業療法学専攻 126単位 作業療法学専攻 125単位 2 前項の規定にかかわらず、第3年次に入学した 2 (同 左) 者については、2年以上在学して、学部の定める ところにより、所定の単位以上を修得した者は、 学士試験に合格した者とし、通則第54条に定め る学士の学位を授与する。 (後 略) 附則 1 この規程は、平成22年8月5日から施行し、 平成21年4月1日以後に入学した者から適用す

2 平成21年3月31日以前に入学した者につい

ては、なお従前の例による。